

新たな地域医療構想について

(報告)



現行の地域医療構想

令和7年度第2回岡山県地域医療構想調整
会議資料4（一部改）

地域医療構想について

① 背景

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、医療・介護需要の増加が想定

② 策定

平成27年度に策定した第7次岡山県保健医療計画（計画期間：平成28～29年度）に併せて策定

③ 目的

中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、病床の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするもの

④ 内容

- 都道府県が、各構想区域における2025年の医療需要と病床数の必要量について、病床機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）ごとに推計
- 各医療機関が都道府県に対し、病床機能ごとの病床数等を「病床機能報告」として報告
- 各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を実施
- 都道府県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、病床の機能分化・連携を支援

医療法改正について

令和7年度第2回岡山県地域医療構想調整会議資料1

「医療法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第87号）が令和7年12月12日に公布

医療法改正の概要

- 1 オンライン診療に関する事項（令和8年4月1日施行）
- 2 美容を目的とした治療を行う病院等の報告等に関する事項
（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日施行）
- 3 基準病床数に係る都道府県知事の権限の見直しに関する事項（令和9年4月1日施行）
- 4 病床の機能の分化及び連携の推進のための協議に関する事項（令和9年4月1日施行）
- 5 基本方針に関する事項（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日又は令和9年4月1日施行）
- 6 地域医療構想の位置付けに関する事項（令和9年4月1日施行）
- 7 医療計画の策定事項の見直しに関する事項
（公布日、令和8年4月1日又は令和9年4月1日施行）
- 8 医療機関機能の報告に関する事項（令和8年10月1日施行）
- 9 協議の場の見直しに関する事項（令和9年4月1日施行）
- 10 外来医師過多区域における都道府県知事の要請等に関する事項（令和8年4月1日施行）
- 11 地域医療構想における精神病床の追加に関する事項
（令和9年10月1日又は令和10年4月1日施行）

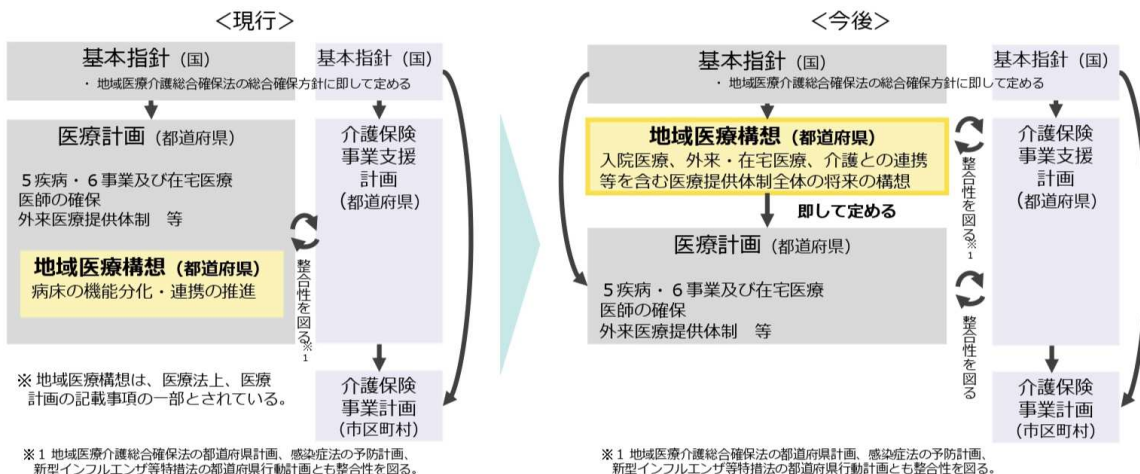
3

地域医療構想の位置付けについて

令和7年度第2回岡山県地域医療構想調整会議資料1

現行の地域医療構想は、医療計画の記載事項の一つとして位置づけられている。

令和9年4月1日から、地域医療構想は、入院医療だけではなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含めた地域の医療提供体制全体の将来の構想として、医療計画の上に位置づけられる。



令和6年12月3日 第13回新たな地域医療構想等に関する検討会資料1（P30）より抜粋

4

国の想定スケジュール

令和7年度第2回岡山県地域医療構想調整会議資料1

新たな地域医療構想の策定スケジュールについて、国は以下のとおり想定している。
 (新たな地域医療構想が策定されるまでは、改正法の経過措置により、現行の地域医療構想が新たな地域医療構想とみなされる。)

	(R7) 2025年	(R8) 2026年	(R9) 2027年	(R10) 2028年	(R11) 2029年	(R12) 2030年
区域点検・見直し		区域の点検 構想区域の見直し				
必要病床数		必要病床数の算出 機能分化連携の議論			取組の推進	
医療機関機能の確保		医療機関機能の確保 連携・再編・集約化の議論				
外来・在宅介護との連携等		慢性期需要等の見込みの共有 介護との連携等に係る議論				
医療従事者の確保	これまでの医師偏在対策等の 取組の推進					
		各職種の新たな確保対策も 踏まえた取組				

令和7年10月15日 第5回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会資料1 (P25) より抜粋

岡山県の策定等のスケジュール (案)

令和7年度第2回岡山県地域医療構想調整会議資料1

	(R7) 2025年度	(R8) 2026年度	(R9) 2027年度	(R10) 2028年度	(R11) 2029年度	(R12) 2030年度
現行の地域医療構想の評価						
区域点検・見直し					取組の推進	
必要病床数						
医療機関機能の確保						
外来・在宅介護との連携等						
医療従事者の確保						
新たな地域医療構想のとりまとめ						

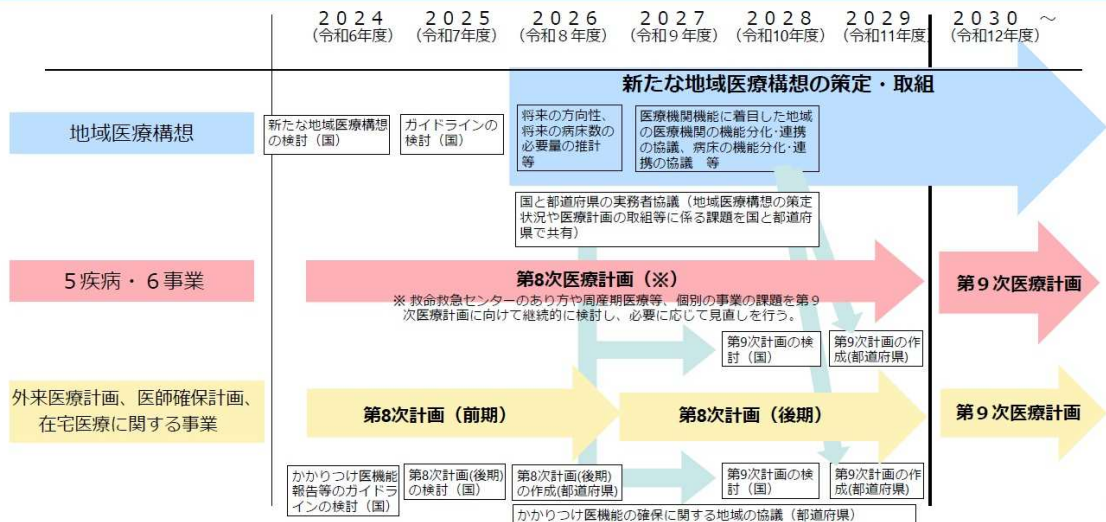
これまでの経緯と今年度のスケジュール

国		岡山県
令和6年 3月29日 令和6年 12月18日 令和7年 7月24日 令和7年 9月 1日 令和8年 1月30日 令和8年 3月19日	新たな地域医療構想等に関する検討会設置 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」公表 地域医療構想及び医療計画等に関する検討会設置 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」公表	令和7年度第1回岡山県地域医療構想調整会議 <現行の地域医療構想・新たな地域医療構想について> <今後の岡山県地域医療構想調整会議の進め方について> 令和7年度第2回岡山県地域医療構想調整会議 <スケジュール・検討体制> <現行の地域医療構想の振り返りと今後に向けた課題等>
時期未定 令和8年 夏頃 令和8年 秋頃 令和9年 冬頃	地域医療構想策定ガイドラインの発出	令和8年度第1回岡山県地域医療構想調整会議 令和8年度第2回岡山県地域医療構想調整会議 令和8年度第3回岡山県地域医療構想調整会議

7

地域医療構想の策定と保健医療計画の改定に関するスケジュール

- 新たな地域医療構想について、令和7年度に国でガイドラインを検討・策定し、都道府県において、まず令和8年度に地域の医療提供体制全体の方向性、将来の病床数の必要量の推計等を検討・策定した上で、それを踏まえ、令和9～10年度に医療機関機能に着目した地域の医療機関の機能分化・連携の協議等を行うこととしてはどうか。
- 新たな地域医療構想の内容について、基本的に第9次医療計画に適切に反映されるよう、地域医療構想の策定状況や医療計画の取組等に係る課題を国と県で共有することとしてはどうか。医療計画のうち、5疾病・6事業については、個別の事業の課題を第9次医療計画に向けて継続的に検討し、必要に応じて見直しを行い、また、外来医療計画等の3か年の計画については、令和9年度からの後期計画に向けて必要な検討を行うこととしてはどうか。



5

令和8年1月28日 第10回地域医療構想及び医療計画等に関する検討会資料1(P5)より抜粋

8